町報 岡垣

発行所 岡垣町役場
責任者 岡垣町長 深田順一
印刷所 有限会社 大和印刷所
電話（宗像）2027番

水道第二次拡張工事完成す

昭和四十四年度。四十五年度。四十六年度の三ケ年継続事業として、昨年暮着工しました第二次上水道拡張工事は、関係者各位の御協力により十月二十六日竣工の運びとなりましたことを厚く感謝申し上げます。

省りみますれば、町水道が高陽炭坑閉山の事後対策として、その周辺をふくめて布設され、はや十年を経過しました。当初六〇〇戸の給水戸数は、現在二七〇〇戸と四、五倍の増加となり、国道三号線を中心として年々約四〇〇戸の増加をみております。

かかる中で生活上不可決の水道施設能力は、当初の、五〇〇〇人から、一次拡張で一〇〇〇〇人、今回の第二次拡張工事の完成により二〇〇〇〇人となりましたこの間西山田の配水池二〇〇〇とんで配水してまいりましたが、故障修理等の場合は、一時間で空となり、長時間の全面断水で多大の御迷惑をかけましたが金比羅山中腹の一〇〇〇とん配水池の完成により、今後はかかることもなくなり、飲料水確保供給はもとより、防火用消火栓の機能水圧も保持出来るようになりました。

しかし本工事中におきましては、新旧関連接合工事等の為、関係地区の方々には断水、道路掘削のための交通制限等、何かと御不満も多かったことと存じます工事の竣工にあたり各位の御協力に対し深甚の謝意を述べさせていただき、町発展とともにある水道事業に何分の御指導、御鞭撻をお願いして完成の報告と致します。

なお工事諸経費は、次のとおりです。

岡垣町水道事業管理者
町長　深田順一

浄水場

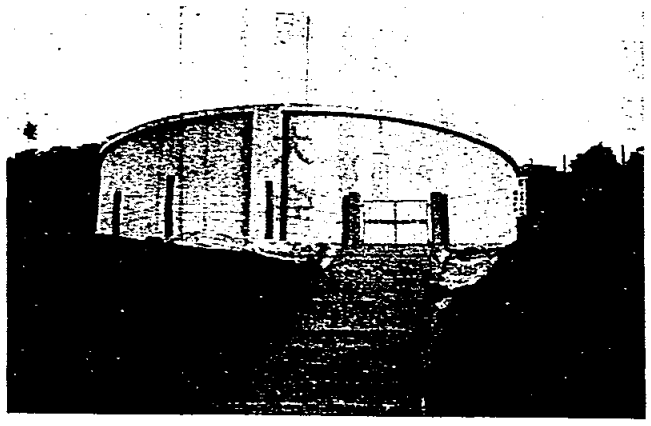

配水池

経費の種別内訳

一、水源工事　五五一万九千円
二、ポンプ設備工事　一八〇万三千円
三、塩素滅菌設備工事　八四万千円
四、ポンプ井工事　九三二万円
五、ポンプ室監理室工事　三五二万三千円
六、浄水場内整地工事　九〇万二千円
七、電気設備工事　一二一四万三千円
八、浄水場内連絡管工事　二〇三万二千円
九、送水ポンプ設備工事　一八八万八千円
十、送水管布設工事　二五八七万三千円
十一、配水池工事　一五三四万五千円
十二、整地工事　一〇一三万五千円
十三、配水池内連絡管工事　一五〇万三千円
十四、配水管布設工事　九五二万三千円
十五、設計委託費　三五〇万円
十六、用地費　一一六万五千円
十七、路面復旧費　八〇万円
十八、事務費　一四〇万五千円
合計　一億〇一八二万円

!!糠塚の地籍図の閲覧告示!!

国土調査実施に際しましては、委員及び関係者の御協力により、糠塚区においては順調に事業の完遂をしていること、感謝いたしております。

ついては、一筆ごとの調査が、完成いたしましたので、昭和四十五年十二月三日附をもって左記により閲覧公示をしておりますので土地所有者は全員もれなく印鑑持参の上、閲覧下さるようお知らせします。

記

一、岡垣町大字糠塚区の地籍図及び地籍簿の閲覧
二、閲覧期間
昭和四十五年十二月三日より、昭和四十五年十二月二十二日まで（二〇日）
三、閲覧の場所
岡垣町役場にて
但し、十二月七日より十一日迄と、十四日より十七日迄の各日は、糠塚の公民館にて出張閲覧させます。
四、閲覧時間
期間中　毎日九時より十七時迄
五、閲覧の結果、誤り等の申し立ては、書面によることになっていますので申立請求用紙は、閲覧の場所で交付します。

（企画振興課）

上京報告

今までは、町外からのタバコ、出張販売については岡垣町の税収にならなかったので、八月二十四日からの上京議員団で善処をお願いしていた。

それで再度衆議院議員門司亮先生を通じ、自治省並びに専売局に強く要請した結果、先日次のような専売局の回答を頂いた。

〃大蔵省と自治省協議の上、地元で売るタバコは地元の小売店から仕入れさせ地元のタバコ消費税に加えることに決定。今後岡垣町で売るタバコは、岡垣の小売店から仕入れなければならないよう通達を出すと。

議長　木原善次

たばこについて

喫煙家の皆さん、毎度有難とうございます。お蔭で町内で買っていただいた煙草購入金額の中、岡垣町にたばこ消費税として返って来る金額が昭和四十四年度は一二〇〇万円であります

それで町におきましても財源の一端として、非常に喜び感謝しているものです

つきましては、今後も日常の購入は勿論、出勤、旅行、中元、歳暮等の贈答品購入の際にも、是非、「町内でたばこを買いましょう」という看板のあるたばこ小売店でお買求め下さいますようにお願いいたします。

尚岡垣町外の人で町内で出張販売をされている方もありますが、この出張販売店で買われても、岡垣町には壱円の返金もありませんのでお知らせいたします。

たばこ小売店組合

直方営林署よりお願い

営林署は国民のみんなの山である国有林をあづかり管理経営する役所でありますが、その運営は何と申しましても地元の皆様方の御協力、御援助によらなければならないことは申すまでもありません。

さて最近造園ブームによる庭園木や盆栽が盛んなためか、心ない者の国有林における盗採が目立ち、年々悪質な盗採、盗伐が増加しつつあります。

これら被害の続出はそのものだけに止まらず、国有林の最も重大な役割である国土保安としての保安林の機能維持の面は勿論自然破壊から治山治水の面からも憂慮される次第であります。

なかでも海岸保安林内のマツ、モッコク、等の盗採が多く当署としましても現場職員をはじめ全職員で巡視の強化に努め、被害防止に鋭意努力しているところであります。

なんと申しましても、広範囲に亘る国有林でありますし、職員も少なく完全な監視とまでは参りません。

したがいまして国有林の重要性を再認識していただきまして、悪質なものは勿論盆栽用に至るまで盗採防止に対しまして地元の皆さんの御協力をお願いする次第であります。

なおこれらの盗採盗伐については、森林法により処罰されることになりますし万一現行犯を発見された場合は誰でも逮捕できることになっています。また聞込された時は最寄の担当区主任か、直接営林署に御連絡いただきますと、司法警察権を行使し犯人を取調べることに致しますのでよろしく御協力の程重ねてお願いします。

連絡先は左記のとおりです。

記

官署名　岡垣担当区
所在地　岡垣町海老津
電話番号　②　〇〇四三

人権週間実施

世界人権宣言の採択二十二周年を迎えるにあたりきたる十二月四日から十二月十日までを人権週間として人権意識の高揚をはかるため、法務省及び全国人権擁護委員連合会が主唱となって、各関係機関団体等と協力のもとに各種行事が行なわれます。岡垣町においては左記計画により特設人権相談所を開設致しますので問題をお持の方は相談にお出で下さい

記

一、特設人権相談所設開日時
昭和四十五年十二月十一日午前十時より午後三時まで
二、相談所開設場所
岡垣町東部出張所
三、相談担当者
人権擁護委員、法務局職員
四、内容
イ、人権及び法律に関する相談
ロ、人権に関する問題借地借家に関する問題、土地建物の売買、金銭貸借等契約に関する問題
ハ、離婚相続等身分に関する問題
二、交通事故に関する問題

その他について
岡垣町役場住民課

議会だより

第三回定例議会は九月十日招集、会期は十六日間と決定、この議案が原案可決される。

1、岡垣町道路線の認定について
2、固定資産評価審査委員会委員の選任について、海老津、占部幸一59才
3、岡垣町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
4、炭鉱離職者緊急就労事業請負工事契約について
5、昭和四四年度岡垣町水道事業特別会計決算の認定について
6、昭和四五年度岡垣町一般会計補正予算（第二号）
7、昭和四五年度岡垣町農業共済事業特別会計補正予算（第一号）
8、国土調査事業に関する決議について
9、町道舗装工事請負契約について
10、岡垣町農業委員会の委員の推薦について
戸切　石田博愛
11、岡垣町農業共済損害評価会委員の議会代表選出について
戸切　石田義磨
12、岡垣町農業振興地域整備促進協議会委員の選出について
木原善次郎
木原善雄
川原清彦
宗岡輝雄
13、岡垣町議会の定例会条例の全部を改正する条例
15、岡垣町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例
16、岡垣町議会等に出頭する証人の費用弁償に関する条例を廃止する条例
17、岡垣町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例
19、証人等の実費弁償に関する条例を判定する条例
20、岡垣町特別職の職員の給与等に関する条例の全部を改正する条例
21、岡垣町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の全部を改正する条例
22、岡垣町一般職の職員の給与に関する条例の全部を改正する条例
23、岡垣町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例
24、岡垣町職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例
25、岡垣町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
26、議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
27、財政事情の作成及び公表に関する条例の全部を改正する条例
28、岡垣町保育所入所児童の費用徴収条例を判定する条例
29、岡垣町有産の管理及び財産の交換譲与無償貸付等に関する条例
30、岡垣町職員退職準備金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
31、岡垣町特別会計条例の全部を改正する条例
32、岡垣町手数料条例の一部を改正する条例
33、岡垣町公共建築物使用条例の全部を改正する条例
34、岡垣町火葬場使用料条例を廃止する条例
35、岡垣町保育所条例の全部を改正する条例
36、岡垣町農業委員会の委員の定数に関する条例の全部を改正する条例
37、岡垣町土地開発基金条例を判定する条例
38　土地賃貸契約について
39、観光診断の報告について

会議日程

第一日　九月十日
第二日　九月十六日
第三日　九月十七日
第四日　九月二四日
第五日　九月二五日

第三回臨時議会は十月八日招集、会期は一日と決定次の議案が原案可決される

1。教育委員会委員の任命について
山田　堤　成基　38才
2、岡垣町議会の定例会の招集時期を定める規則について
3、岡垣町事務決裁規程について
4、岡垣町役場庁内取締規則について
5、岡垣町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する規則について

第四回臨時議会は十一月十日招集、会期は一日と決定、次の議案が原案可決される

1、土地の取得について
岡垣町中央公民館用地として次の土地を取得する
大字吉木一〇七二番地の

二頁に続く

一ほか五筆、面積七、九六八、平方米
2、寄附採納額について
吉木区より岡垣町中央公民館設置費の一部として
一、金百九拾万円の寄附採納額があったので報告する。

選挙人名簿登録者数

S 45・9・10

字名	男	女	計
吉木			
矢口	72	87	159
正矢口	120	149	299
古小路	129	161	290
倉丸	56	64	120
高塚	70	80	150
三吉	128	150	278
三吉団地	113	124	237
手野	108	127	235
内浦	96	132	228
原	67	102	169
波津	231	281	512
湯川	27	30	57
新松原	67	73	140
元松原	59	69	128
西黒山	35	44	79
東黒山	65	69	134
糠塚	149	153	302
山田	312	358	670
東山田	143	156	299
西山田	98	141	239
東松原	403	455	858
緑ケ丘	70	84	154
高陽	339	392	731
戸切	180	205	385
戸切百合野	191	219	410
戸切白谷	213	231	445
上海老津	117	148	265
東海老津	115	147	262
新海老津	372	432	804
海老津	370	442	812
上畑	69	75	144
高倉	123	164	287
上高倉	52	58	110
野間	109	142	251
たちばな会	48	55	103
遠賀病院	16	35	51
百合ケ丘	145	168	313
母の家	26	21	47
計	5.104	6.023	11.127

ふり向くな選挙のときの義理と金

（公明選挙連盟　昭和三十五年　募集）

耳よりな話

割安で便利な「往復乗車券」をどうぞ「往復キップは落しそうだから。」とか「帰りの指定券を買ってもらうとき困るから」とか色々とご心配される方があります。たしかにこんな心配が全然ないとはいえませんが、しかしそれ以上に便利でお得なのが『往復乗車券』だと思います。

往復乗車券は普通片道運賃の二倍通用期間も二倍というのが立て前ですが、遠距離旅行をされる方のために片道一〇〇一キロ以上一二〇〇キロまでお乗りになると、帰りの運賃が一割五分引き通用は一ケ月と有利になります。海老津からですと東京で五一〇円もお得になります。また一二〇一キロ以上ですと、この割引きはさらに二割五分割引きのわかれ目のところでは、この率はずい分と財布にひびいてくるのではないでしょうか。

このように割引き制度をもうけて国鉄はみなさまの便宜をはかりサービスにつとめています。この利点をみすみす見逃がすことはないと思いますがいかがでしょう。帰りのタバコ代べんとう代、あるいはお土産の一つでもこの割引きでういてくることもないとはいえません。

それに窓口で二度も買うわずらわしさも味わはなくてすみます。はじめのご心配キップがなくても帰りの指定券は安心して買うことだってできるのです。

今度から旅行されるときはぜひ「往復乗車券」とおっしゃってください。その方が便利でお徳なときもあるですから

海老津駅長

職業訓練生募集

国立県営の福岡身体障害者職業訓練校（北九州市小倉区萩崎町二）で、身障者に知識技術を習得させ、更生と生活の安定をはかるため、左記により訓練生を募集しています。

一、募集内容

洋服科	二〇名	男女
洋裁科	二五名	女
軽印刷科	三〇名	男女
義肢装具	一〇名	男
印章彫刻	一五名	男女
事務科	二〇名	男女
理容科	三〇名	男女

いづれも一年間

二、願書締切　二月十日

くわしいことは、岡垣町公民館か、直接学校に問い合せて下さい。

相撲大会

十月九日の公民館対抗相撲大会は八チーム出場

団体の部
優勝　吉木
準優勝　波津
三位　野間
〃　東黒山

個人戦一般の部
優勝　早川豊繁
二位　山田　豊
三位　二村圭介

個人戦中学生の部
優勝　麻生耕造

個人戦小学生の部
優勝　山下吉次

海老津張り切る

昔は〃よく学び、よく遊べ〃と、勉強したら遊ぶことが許された。

「働かざるもの食うべからず」と、働くことは美徳で遊ぶことを罪悪視した。

がレジャー或いはレクリエーションに対する考えは変ってきている。

レジャーは余暇と解釈され余った時間と考えがちだがそれは適当ではない。科学が発達し、人間の物質的生活は豊かになったが、人間疎外の時代になってきている

こんな時代のレジャーは自己完成の時間、生き生きとして生存するための時間と考えるのが妥当と思う。

だからレクリエーションも、辞書には「仕事のひまに楽しむ娯楽」と書いてあるが、今は「仕事などから解放された自由な時間にされる活動のうち、生活を豊かにし、健全な楽しみを与えるすべての活動」と解釈されている。

レクリエーションとは「仕事以外の時間に楽しみのためにするもので、これをすることによって、毎日の仕事の疲れをいやし、更に明日への生活を高めるもの」

レクリエーションは、わたし達の生活にはなくてはならない潤滑油であり、生活に欠くことの出来ないものである。

× × ×

1、海老津区では十月十一日、九時から十六時まで山田校で、小学生、中学生、二十代、三十代、四十代と人数をきめ、組対抗ソフトボールを実施、女子は小学生から四十代まで参加してバレーボールを。一五〇名の方が一日を有意義に過ごした。

十一月十五日もソフトボール大会をするよう、区長、体育委員さんがたちまわっている。

2、百合ケ丘区は十一月一日の日曜日、九時から正午まで山田校で、男女混合のバレーボール、小学生から六十才近くまで加入したソフトボール、小さい子供はドッチボールをし、区でたき出ししたかしわ飯に舌つづみをうち、一日を楽しくだんらんした。

3、上海老津区でも十一月十五日戸切校で、区の予算七千円を使い組対抗のソフトボール大会をする。

海老津のバレーボール

岡垣風土記

須藤駿河守屋敷（手野）

手野の内、垣内というところが、その宅跡と思はれる垣内は、萬葉以来、いろいろの意味につかわれているが、要するに、文字通り、垣の内で、土豪などの囲いこんだ地域のことである。

ここには、隣接して、小塀塀内、中園、裏門などの地名があり、また、須藤駿河守の守護神であったと思はれる毘沙門天社が、ここから東北の方角、つまり、鬼門にある。（昔は、災厄をまぬかれるために、鬼門に当る方角に神社を祀った。）、先年、花田氏の屋敷（小塀）から出土した銭瓶も須藤駿河守の頃に埋められたものであろう。

この須藤駿河守の経歴については、「遠賀郡誌」に、「延徳年間（一四八九―一四九二年）の富豪で、一日に千町の田畑を耕作したという。

高倉神社の毘沙門天の銅像また、宗像郡鐘岬の織幡神社の古鐘、その他、寄進は挙ぐるに遑がないほどである。

手野区の東、道路の側に、『招き鼻』というところがある。

ここは、須藤駿河守に縁のある地と伝えている。」とあるが、一日に千町の田畑を耕したり、田植の時に、西日を招き返したりすることは、長者伝説にはつきもので、今、ここにある「招き鼻」も、長者（須藤駿河守）が、西日を招き返したところとある。

さらに、「遠賀郡誌」には「これは、芦屋の鋳物師で官工であろう。」とあるがその頃は、国府などの在庁官人で任期が終ると、地方に土着して、土豪化する者が多かったから、或いは、そういった人ではなかったかと思はれる。

△須藤駿河守墓碑（手野）

「招き鼻」と同続きの久世が原に、須藤駿河守の墓碑というのがある。

石を積み重ねた塚の上に、自然石の墓と並んで、素朴な一石の五輪塔と、全じく宝筐印塔とがある。

砂岩のために、風化が甚だしく、銘など全くわからないが、）石彫り（中世の土塔などの個人銘碑には、一石の五輪塔や宝筐印塔が多かった。）や、形状などから、室町期の土豪の墓碑と思はれる。

因に、久世が原は、寺地のことで、そこにはいると、祟りがあるという禁忌の地である。

そして、こういった禁忌が起ったいわれとしては、はじめは、聖地であるがためというのであったが、その信仰がうすれるにつれて、禁忌ばかりを残して伝えられたのである。

ここは、須藤駿河守の墓があるので、禁忌の地となったのであろう。

なお、垣内に続いて、桑田（しときだ）森、長者原（ちようじやばる）の地名がある。

△桑田

桑は、生米を水にしたしてつぶしたもので、古へは、人も、これを食べ、また、神にも供えた。ここは、その米を作っていたところで遠い昔の名残である。

▽森

単なる樹叢というのではなく、聖域を意味したところである。

上代の祭祀では、今日のような社殿というものはなかった。「萬葉集、巻七」に「木綿かけて斎（いは）ふこの社（もり）越えぬべく思ほゆるかも恋のしげきに」とあるように、「萬葉集」では、神社をもりと訓ませている。

また、「出雲国風土記」にも、「みねに樹がある。これ、即ち、神社（かみのもり）である。」とある。

こんもりと繁った森が、森厳な感じをもたせ、神霊の存在を思はせるからである

村の氏神の社殿が、必ずといってよいほど、森の中に鎮座しているのも、この意味から、決して偶然ではなかった。ここには、村社大国主神社がある。

△長者原

長者が隠匿したところである。

門司　勇

毘沙門天社

十月の園芸

害虫駆除

バラ、サボテンなどのカイガラムシは古ブラシでこすりとる。

松の手入れ

正月を迎えるのに葉ののびすぎた松は見苦しい。新梢の先に三分の一の葉を残し、あとはもみ落す。いわゆるモミアゲ。長くのびすぎた本年枝はその基部から切り、短い枝を二～三本残しておく。

春の緑かきのとき、この手入れができていれば、虚弱な枝とこみ合う枝を、形をみながら間引けばよい。

葉落花木の植えつけ

前月下旬から今月上旬にかけて、サクラ、ボケ、レンギョウなど苗木の植えどき

果樹の寒肥

地面が凍ってしまわないうちに寒肥を与える。厳寒期のくる前に化学肥料も全園にばらまいて堆肥もすきこんでおくのが合理的。

薬剤散布

カイガラムシ、ロウムシなどの退治。木が小さければ機械油乳剤五～十倍液をぬってもよい。

駅伝・マラソン予告

十二月二十日、九時三十分集合で、公民館対抗駅伝大会をします。

それが終って同日の十二時頃から、十、二十代、三十代四十代、五十代以上、夫々距離を変えた年令毎のマラソンを実施します。今から練習して自分の体力をたしかめて下さい。

成人祭予告

来年一月十五日成人祭をしますが、当日は、洋服で参加下さい。

対象者は、昭和二五年四月二日から昭和二六年四月一日までに生まれた人です